

奈良県訓令第十一号

各部課室
各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

別表奈良県旅券事務所の項中「一週間」を「四週間を超えない期間につき一週間」に、「日曜日及び土曜日」を「土曜日及び職員ごとに四週に四回所属長が定める日」に改め、同表奈良県心身障害者福祉センターの項中「一週間」を「四週間を超えない期間につき一週間」に改め、同表奈良県食品衛生検査所の項中

一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。

日曜日（一月五日及び十二月二十七日から同月三十日まで）に属する日が日曜日に当たる場合は、職員ごとにその日の属する週に一回所属長が定める日）及び職員ごとに四週に三回所属長が定める日

を

四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。

日曜日（一月五日及び十二月二十七日から同月三十日まで）に属する日が

館の項を削る。

日曜日に当たる場合は、職員ごとにその日の属する週に一回所属長が定める日）及び職員ごとに四週に四回所属長が定める日

に改め、同表奈良まほろば